

教育保障とその経済的基礎

山 本 真 一*

Shinichi YAMAMOTO

Educational Security and Its Economic Foundation

（序）

生活の単位として、家族があり、血縁的・情愛的結合のもとに経済生活上の共同体として世帯を構成しているが、資本主義経済制度の発達に応じ彼等のもつ唯一の方法としての労働力の販売の実現が必要条件であり、それなくしては生活手段を持たないがゆえに飢える自由を意味する。このいわゆる二重の意味での自由な労働者は資本主義のもとにおける窮乏化の進行過程にあって、それは「資本が蓄積されるにつれて、労働者の状態は、彼の給与がどうであろうとも一高かろうと低かろうと一悪化せざるをえないということになる。最後に相対的過剰人口または産業予備軍をたえず蓄積の範囲および精力と均衡させる法則はヘファイストスの楔がプロメテウスを釘づけにしたよりも一層固く労働者を資本に釘づけにする。だから一方の極での富の蓄積は、その対極では、すなわち、自分自身の生産物を資本として生産する階級の側では、同時に貧困、労働苦、奴隷状態、無知、野生化および道徳的墮落、の蓄積である⁽¹⁾」とマルクス（K. Marx）がのべた窮乏化の貫徹の下におかれている。このいわゆる窮乏化の諸現象形態としての無知に関してみれば、知識の進歩についていけない状態としての相対的無知及び絶対的無知の蓄積があり、クチンスキー（J. Kuczynski）のいう「かつてのギルドの徒弟や職人たちはすべて各自の手工業を学ぶほかに手工業の経営術も学んだのであった。ところが資本主義下の労働者たちは、その雇われている経営の内情についてはその全般を知り得る地位におかれていないし、しかもそういう地位からはますます遠ざけられつつある⁽²⁾。」という形態での進行がある。それは今日資本の管理体制としての職務給の導入及びその細分、分断化に顕著にみられる所であるが、資本の剰余価値確保追求からなる必然的所産である。又、周知のように特殊な商品としての労働力を販売し、労働力の価格としての賃金をもって生活に要する生活財を購入する以外の方策を持たない彼等の上には相対的過剰人口の増大の

下、賃金は労働力の価値以下への切り下げの圧力が貫徹する。現在も続く労働力の下降移動、最近特徴的といわれるパートタイマー、臨時工、日雇等顕著に証明される。それは労働者階級のおかれている以上のような状態にあって各々の家族一世帯間での競争、同様に家族内における、すなわち妻が、子供が「彼の生活時間を労働時間に転化させ、彼の妻子を資本のジャガノートの車輪のもとに投げ入れる⁽³⁾」といわれる所の、すなわち夫の労働力と競争を余儀なくされ、一層賃金低下を加速させるということであり、結果として各々の労働者は労働力の販路、有利性を求めて個々の努力を志向する。それは精神的、肉体的諸能力の総体としての労働力を相対的に有利な立場に位置させようとする現象といえるであろう。その労働力の質的向上を促進するために有利な労働力販売条件を確保しようとする。では現実には彼の労働力の価値評価としての学歴が貧困としての賃金及び労働条件の格差とどのようにかかわっているのだろうか。又、一方で教育の機会均等が家計とどのようにかかわり就学保障という社会政策的な現実はどう位置づけられるか以下検討してみたい。

それはとりもなおさず前述した労働者家族の生活状態の経済的側面への考察といえよう。

（1）学歴と賃金・労働条件

今日、賃金の学歴格差は解消せず存在している。それは周知のように日本資本主義の生成過程にあって、熟練工が旧職人層から充たされ近代的工業の発展と共に労働市場における熟練労働力の相対的な不足と高賃金を形成し、一方で相対的過剰人口の圧力を直接的に受ける農民層出身者よりなる不熟練工に対する単身者賃金としての低賃金が形成された。そして、熟練工への育成費を長期間支出することが家族に求められ、又一方企業における熟練労働力の需要増加から企業内における熟練工養成を組織的に促したが、家族における育成費の支出にはその期間雇用された場合の賃金収入分も含まれるわけで、その支出負担は大きく、不熟練労働力から熟練労働力への移動は困難である。このような熟練労働力の不足に対

* 島根大学教育学部家政研究室

〔第1表〕 学 歴 別 賃 金 格 差

出所：「大阪の賃金白書」1971，P.37（大阪商工会議所）

年齢 (才)	高校卒・男子・事務					大学卒・男子・事務				
	全規模	1,000人 以上	300～ 999人	100～ 299人	99人以下	全規模	1,000人 以上	300～ 999人	100～ 299人	99人以下
18	90.6	97.3	92.5	89.4	85.3	—	—	—	—	—
20	92.0	97.1	93.9	91.6	88.6	—	—	—	—	—
22	93.4	97.8	95.0	92.7	90.8	88.7	100.7	91.0	86.4	81.2
25	96.7	102.8	97.8	95.6	93.0	95.6	107.1	97.7	94.2	86.7
27	101.3	108.1	101.0	101.8	96.5	101.5	113.4	102.3	99.7	93.6
30	105.9	112.2	104.8	108.4	101.8	107.8	120.0	108.0	107.6	99.0
35	112.2	126.5	113.3	110.0	103.1	119.2	138.4	119.9	115.6	107.6
40	122.7	134.1	118.5	124.5	117.0	131.6	153.1	126.3	126.5	121.8
45	125.7	140.2	119.3	127.2	—	139.6	164.6	133.9	134.5	—
50	128.2	143.5	123.9	127.9	—	146.6	167.9	138.3	137.8	—

(注) 同年令の中学卒・男子を100とした比率で示す。

して総資本の要請により、労働力の質的水準の向上が求められ、職工学校の設立、義務教育就学年限の延長等に対応された。このような過程を経て形成された日本年功賃金体系が単身者賃金としての初任給より低賃金体系を形成維持しており、それは勤務年数とか学歴の労働条件を利用した所であるが、個々の労働者家族にあってはその有利な労働力販売条件を志向する結果をもたらした。

学歴による賃金格差を「大阪の賃金白書」でみると、昭和47年で〔第1表〕の如くである。全体的には、初任給の時点では、即ち、中卒の3年後と高卒の初任給、中卒の7年後、高卒の4年後と大卒の初任給を比較すると就学年数より勤務年数が賃金に高く評価されているが、100人以上の規模の事業所で27才を境にして高卒が中卒を、大卒が中卒と高卒を上回り、以後その格差は拡大し50才では1,000人以上の規模の事業所では中卒対高卒対大卒の比は100：143：168まで拡大している。又、企業別格差が存在し、〔第2表〕を見ても明らかのように、

〔第2表〕 企業規模別賃金格差（製造業）

出所：「労働白書」S.52年（単位 千円）

年	規模	企業規模計	1,000人 以上	100～ 999人	10～99人
	企業規模計				
S.45	50.9	63.8	56.1	55.4	
S.50	135.3	147.5	132.2	122.5	

企業規模が小さくなるに従って低賃金化している。又同時に中小零細企業は不況の影響を強く受けやすい訳であって、雇用の不安定に結びついているといえる。更にこの賃金格差が学歴の格差ということでのどの程度生涯を通じて開くのであろうか。1,000人以上の規模の事業所に於ける標準労働者の賃金状態を〔第3表〕で見ると、生涯賃金格差は、昭和26年～昭和41年では縮小しているが、それは流動的過剰人口への合理化、技術進歩による労働移動の高まり、若年労働力の採用及び中高年労働者

〔第3表〕 生涯賃金の学歴別格差（S.26, 41年）

出所：「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」 文部省

区 分	実 額 (万円)			格差 (大卒=100)	
	中 卒	高 卒	大 卒	中 卒	高 卒
昭和26年 合 計	2,396	3,004	4,188	57.2	71.7
定期給与	1,698	1,947	2,540	66.8	76.6
特別給与	471	761	1,282	36.7	59.4
退職金	227	297	366	62.0	81.1
昭和41年 合 計	3,315	4,081	5,417	61.2	75.3
定期給与	2,354	2,658	3,310	71.1	80.3
特別給与	652	1,035	1,658	39.3	62.4
退職金	309	388	449	68.8	86.4

(注) 1,000人以上、標準労働者

〔第4表〕 新規学卒就職者の産業別構成（産業計=100, 単位%）

出所：「労働白書」（S.52年）

学校	年	年	産業計	建設業	製造業	卸売業 小売業	金融業 ・不動産	運輸通信 電気ガス 水道業	サービス業	公務
中 卒	45	100	8.9	59.9	5.7	0.1	3.9	11.5	0.3	
	50	100	10.1	52.3	7.2	0.1	3.5	18.7	0.5	
高 卒	45	100	4.0	36.9	25.2	9.2	6.0	8.3	5.0	
	50	100	4.2	31.1	24.3	11.7	6.4	11.5	6.4	
大 卒	45	100	4.4	34.2	15.5	9.9	4.5	24.5	5.2	
	50	100	4.5	25.1	15.9	13.1	3.6	26.8	7.9	

〔第5表〕 企業規模別労働災害度数率および強度率企業規模別学歴別就業率

出所：第4表に同じ

災 害	規 模	1,000人 以 上	500~999人	300~499人	100~299人	50~99人	30~49人
	度 数 率		1.41	2.57	4.23	7.05	10.27
強 度 率		0.22	0.27	0.45	0.46	0.66	1.15
就 業 率	規 模	500人以上		100~499人		30~99人	29人以下
	中卒(%)	30.2		28.2		16.2	25.4
	高卒(%)	47.8		28.9		14.3	9.0

の解雇、配転などによる年功賃金体系への再検討の結果であるが依然、中卒に対して大卒は1.45倍（S.41年）あり実額でその差は、2,102万円にも達している。次に新規学卒者の産業別就業表をみると〔第4表〕の通りであるが、労働災害による休業4日以上の死傷者数の割合は、製造業が35.7%、建設業が31.2%、次いで陸上貨物運送業が7.0%で、製造業と建設業で66.9%と労働白書（S.51年）は報告しているが、これらの産業の労働条件はより貧困である。しかもその産業への就業割合をみれば明らかなように低学歴ほど低い労働条件の下へ組み入れられている訳である。又同様、企業規模別にみても〔第5表〕に見れる如く、労働災害度数率、強度率共に企業規模が小さくなるに従って高くなり、1,000人以上の規模の企業と49~30人の規模の企業の差は強度率で12.04ポイント、強度率では0.93ポイントとある。しかも学歴別就業者の占める割合は逆に中卒が高卒より大きい。このように、低学歴ほど貧困化が深いという現状がある。この賃金及び雇用安定、労働災害の格差は学歴指向をプラスに働かせずにはおかないであろう。学歴指向の意識を「受けさせたいと思う教育程度」で見ると〔第6表〕の如くである。総数で51.5%が4年制の大学まで進学させたいと思っている。特に新制大学卒の学歴者はその82%が、旧制大学卒の学歴者において89%という

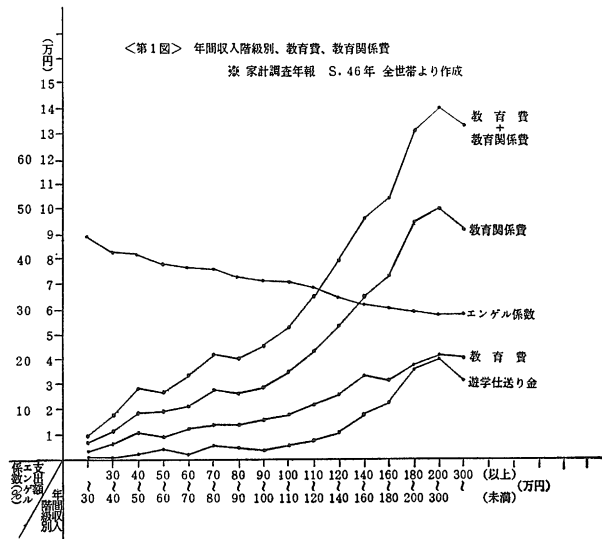
高率を示しているのに対し、旧制小学校未修者では18.2%であり、低学歴になる程高学歴志向の程度は減少する。少なくとも低学歴者は先に見たように賃金格差の底辺に位置し、しかも不安定な雇用状態の中で子供には同じ道を歩ませたくないであろう反面、高学歴者、あるいは学歴に裏打ちされた賃金体制への反発、とりもなおさず自己弁護という形での自負があるにしても、それにも増して大学就学の受益者負担としての教育費支出を併う現実の中での意識と思われる。前述した通り低い学歴は相対的に低い賃金の支払い条件を形成し、教育費の支出の困難性を生じさせていると考えねばならない。そして労働力の質的向上が主として学校教育による所であるとすればその就学機会の保障のあり方にかかわっている訳である。

（2）消費水準と教育費

労働力の価値を形成する要素としては、いわゆるように、労働者世帯の労働力再生産費、及び労働遂行能力の為の技能養成費をその中に含んでおり、それは、家族構成員である子供の生活費と労働力育成への教育費も個人的消費を構成する。そして、子供の労働力の質を条件づけるより高度な教育は制度的にみて、普通教育としての義務教育終了後に位置づけられており、学歴による差別

〔第6表〕 受けさせたいと思う教育の程度
 総理府調査（昭和43年） 出所：第3表に同じ

〔学 歴〕		人 数	中 学	高 校	高 専	短 大	4 年制大学	わからない	
		人	%	%	%	%	%	%	
男 子 の 場	総 数	2,485	1.1	24.2	0.9	0.4	51.5	21.8	
	新 制	大 学(短大 高専)	111	—	3.6	0.9	—	82.0	13.5
		大学(短大 高専)在学中	42	—	—	4.8	—	78.6	16.7
	旧 制	高 校	455	—	13.2	0.4	0.4	64.6	21.3
		中 学	355	0.6	35.8	0.9	0.6	37.3	24.8
	不 明	大 学(高専)	93	—	2.2	2.2	1.1	89.2	5.4
		中学校 女学校 実業高校	450	—	16.0	0.9	0.4	71.1	11.6
		高等小学校 青年学校	777	1.5	34.6	1.0	0.5	37.8	24.5
		小 学 校・未 就 学	214	6.1	33.6	—	—	18.2	42.1
	不 明	8	—	37.5	—	—	25.0	37.5	



化の下でその費用負担は家族にも求められている。
 とところで、日本国憲法第26条は「すべて国民は法律の定めるところにより、その能力に応じて、等しく教育を受ける権利を有する。」と教育の機会均等をうたっているが、その保障という点では2項で「すべて国民は法律の定める所により、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育はこれ無償とする。」と国民の普通教育の就学義務と無償性をうたっているが、その無償性について教育基本法第4条2項で「国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については授業料を徴収しない。」と無償性の範囲を限定している。そして学校教育法第6条で義務教育以外、即ち普通教育以上については授業料の徴収を認めている。これは義務教育より上級の職業教育等を受けようとする時、その教育機会は授業料及び就学に必要な生活用品への家計支出の負担という経済的条件の上に可能であることを意味する。即ち、「能力に応じて等しく……」という憲法の理

念が「経済的能力に応じて……」と基本的に実体化されているといえなくはない。労働力の価値を構成する家族の教育費に対して賃金はその価値通りの支払いの実現の下では別に問題はないだろう。しかし前にみたように資本による年功賃金体系の下で単身者賃金を基底にした価値以下への切り下げの圧力が貫徹する中において教育の機会均等は空文化しているのではないだろうか。これは生活水準格差として消費水準にその実態をみることによって更に明確になる。〔第1図〕の教育費は授業料、受験料、入学金、学級費、修学旅行費、PTA会費で構成されており、この学校納入金に教育関係費成費目としての教育関係費は学生服、ランドセル、ノートブック、鉛筆、他の学用文具、教科書、参考書、遊学仕送り金、学校給食、通学定期代補習教室で構成されている。〔第1図〕により収入階級別の教育費、教育関係費の格差は明瞭である。特に高等教育への就学に支出されている遊学仕送り金の格差は著しい。例えば、年間収入30~40万

円未満での遊学仕送り金が458円であるのに比し、250～300万円未満では、42,291円であり約92倍の仕送り金である。次に子供の構成別にみてみよう。子供数による違いを〔第7表〕にみると、子供の学校種類別の差をおしなべた平均でみる限り、子供の数が増えるに従って教育関係費目の支出の割合も増大し、同時に食料費の割合も増大している。しかし子供の数が倍になったからといってそれと共に教育関係費の支出が倍にはならず1人当りの支出は低下している。では子供の就学している学校種類別ではどうであろうか。夫婦と子供1人の3人世帯と夫婦と子供3人の5人世帯を「第8表」にみると、子供1人の場合、小学校から中、高、大学と進むにつれ支出金額は増大していく。構成比に於いても高校では16%を越えており雑費(38%)の4割強に相当し、被服費(12.3%)の1.3倍にも達している。このことから他の費目が圧迫されていることが予想される。子供3人の世帯でもそれぞれの子供が上級学校に進む程教育関係費目の支

出は増大している。これは前にみた教育関係費のうち補習教室とか贅沢的な部分が切りつめられているか、進学の際の学費が相対的に安い公立系を選択しているかであろう。これからみて子供の数がふればその教育機会の選択性が経済的にせまられていくことが明瞭である。

このようにみえてくると、低学歴→低賃金→養育費の不充分さ→低学歴、即ち、低学歴→賃金の労働力の価値以下への切り下げ→低学歴という閉ざされた循環が依然として存在し、それに加えて労働災害とか不況による解雇等による下向移動といった圧力によって一層加重される。又、時系列で見た場合、〔第1表〕にみれるように、年功昇給さえも人事考課等に基づく差別化導入により再検討され、同時に労働者間の競争が激化されている。それはいわゆるように、高度に機械化された生産技術にあって労働力の代替機能が高まった結果であり同時に企業への忠誠心の養成と団結の弱体化を求める結果である。この事が、低学歴→低賃金→低学歴、又一方での

〔第7表〕 (核世帯) 子供構成別一世帯あたり1ヶ月間の収入と支出(勤労者世帯)(S.44年)
出所：総理府統計局全国消費実態報告第19表より作成

	2人世帯	子供1人	子供2人	子供3人	子供4人
教育関係費	2,396	2,773	4,108	6,041	5,982
構成比	0.4%	4.4	5.71	7.62	7.15
エンゲル係数	29.9%	33.3	35.92	37.16	39.43
食料費	17,665	21,008	25,827	29,450	32,975
消費支出	59,076	63,089	71,896	79,201	83,628

〔第8表〕 (核世帯) 子供構成別一世帯あたり1ヶ月間の収入と支出(勤労者世帯)―<学校種別>(S.44年)
出所：総理府統計局全国消費実態調査第19表より作成

	3人世帯 (夫婦と子供1人)	学校種別							15～21才で かつ就学して いる子供
		2才以上の 幼児	3才以上の 未就学児	8才以下の 小学生	9才以上の 小学生	中学生	高校生	大学生	
教育関係費(A)	2,773	78	1,823	1,815	3,340	6,193	11,933	15,240	2,749
消費支出(B)	63,087	55,576	60,348	60,962	64,267	68,304	74,555	97,646	70,463
$\frac{A}{B}$	4.40%	0.14	3.02	2.98	5.20	9.07	16.01	15.61	3.90

	5人世帯 (夫婦と子供3人)	学校種別					15～21才で かつ就学して いない子供
		未就学児 小学生2人	未就学児 小学生2人	小学生2人 中学生	小学生 中高校生	中学生 中高校生	
教育関係費(A)	6,041	3,416	4,489	4,309	8,727	16,538	34
消費支出(B)	79,261	70,909	66,785	66,150	80,639	106,258	86,773
$\frac{A}{B}$	7.62%	4.82	6.72	6.51	10.82	15.56	0.04

高学歴→高賃金→高学歴の断絶的循環の境界を取り除き、賃金の労働力の価値以下への切り下げの圧力を一層強めるが、ここにも貧困化の深まりが表われているといえるであろう。

さて今日、属人的な労働条件の上向を目指す為の職業教育は、基本的な肉体的精神的発達に機能する義務教育の終了後に展開され得る訳であるが、その不可欠な、義務教育の経済的保障として、社会保障に於ける公的扶助として教育扶助、教育補助の実態はどのようであろうか

(3) 教育扶助・教育補助

児童の就学保障に関して学校生活の状態及び住宅、公園、道路、衛生等々の物的及び精神的な学校外に於ける生活の状態が検討される必要があるが、ここでは、社会保障に於ける公的扶助としての義務教育において経済的理由の為就学困難な児童を対象とした教育扶助及び教育補助について、その現状をみてみたい。

教育扶助は「生活保護法」第13条「教育扶助は困窮のため最低限度の生活を維持することができない者に対して、左に掲げる事項の範囲内に於いて行なわれる。

1. 義務教育に併って必要な教科書その他の学用品
2. 義務教育に併って必要な通学用品
3. 学校給食その他義務教育に併って必要なもの

に基づいて行なわれる。教育扶助基準は〔第9表〕の如くである。教材代の支給については「学校長の指定証明を徴すること」となっており、教材の範囲は学校に於いて当該学級の全児童、生徒が購入するところの副読本的図書、ワークブック、和洋辞書及び正規の授業としての

特別活動のうちクラブ活動に於て当該クラブ員全員が購入する用具類に限定されている。基準額の低さは、例えば昭和48年で小学校3年生で月当り660円に対し、勤労世帯（核家族、子供1人）の教育関係費の支出が月当り平均で、小学生4,467円である事からも明らかである。この教育扶助を受けている被保護世帯と一般勤労者世帯との生活水準の格差を消費水準と比較すると、〔第10表〕にみるように昭和40年以後格差は50%未満になっているが約半分の消費しか行なわれていない。この被保護世帯に直接支給される教育扶助がそのまま食料とか被服等の必需品の購入に充当され、本来の目的である児童の教育には一文も支出されない場合もあり得るであろう。まして家計支出の選択権が親にあるとすればなおさらである。又、反対に、「食べる物をさいて教育の為に使う」という事も起きてくる。そこで教育の事を最優先に考えれば、現金で渡さないうで現物で渡そうという考えも出てくるだろうし、空腹を満たす方が先だという考えも出てくる。けれどもいかに合理的であっても空腹を満たすか学校かという二者択一を親や教師にさせねばならない現実こそ悲劇である⁽⁷⁾と笠山京氏は指摘しているが、根本的に生活の格差及び最低生存にも満たないような被保護世帯の消費水準の現状が打破されない限り、児童が義務教育を受けることの無権利の状態の存在がいえるであろう。即ち、発育期の児童に於て生活の困窮は、児童の生活環境を悪化させ、心身の発達を疎外する。このことは、大阪府に於ける被保護者の生活実態調査の中で身長、体重において低い発育曲線が認められていること（第2図）にも明らかにみる事ができる。

〔第9表〕 教育扶助基準（月額）

出所：「生活保護手帳」（S.48年）

学年別 区分	小 学 校						中 学 校		
	1	2	3	4	5	6	1	2	3
基準額 (円)	640	590	660	720	680	640	1,680 1,600	1,310 1,320	1,260 1,290
教材代	正規の教材として学校長が指定するものの購入に必要な額								
学校給食費	保護者が負担すべき給食費の額								
通学のための交通費	通学に必要な最少限度の額								

〔第10表〕 一般勤労者世帯と被保護勤労者世帯との消費水準（S.47年）

出所：厚生指集15巻（S.47年）より作成

年	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46
格差 B/A×100	38.0	41.5	44.5	44.3	47.1	50.2	51.7	52.0	52.7	52.9	51.3	53.2

(注) A：一般勤労者世帯消費額，B：被保護勤労者世帯消費額

いま一つの経済的修学奨励の制度としての教育補助の法的根拠は「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」（昭和31年3月法律第40号）であり学校教育法第25条「経済的理由によって就学困難と認められる学令児童の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えねばならない」に基づいて、実施主体は市町村であり、対象は

- (1) 生活保護法、第6条2項に規定する要保護者
- (2) 要保護に準ずる程度に困窮している者（市町村の教育委員会が要保護に準ずると認める者、認定に当り市町村の教育委員会は福祉事務所長及び民生委員に助言を求めることができる。）

である。教育補助の行政機関が厚生省→市町村の福祉事務所長であるのに対して、教育補助は、文部省→市町村教育委員会→学校である。この教育補助の国の基準額は、このようにその所属が異っているが教育扶助同様低水準である。そして現実はこの教育補助による教育保障の活用は十分なされていないのが現状である。

資本の跋歩の形態としての社会政策の展開の中に於ける公的扶助として教育扶助及び教育補助について見たが、周知のように、その援助の受給に際しては厳格なミーンズ・テストが実施されているのであって、その対象はいわゆる被救恤階層と呼ばれる極貧階層であり、労働力が年令的に又、身体的、精神的苦痛、労働災害、職業病、交通災害をはじめとする生活環境の悪化した所の労働者家族に限定されているのが現状である。そしてこの扶助、補助はみてきた通り劣等処遇の原則に基づいて行なわれており、その受給への抵抗を生じている。そしてこの家族の子供にあってはできるだけ早い機会に口べら

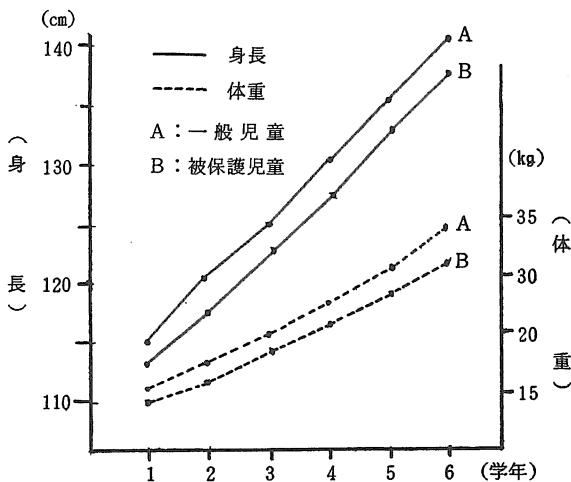
的労働を行う必要があり、更に家計補助的機能が求められる訳である。しかし、これ等の家族に対して労働力として利する所のない資本もその子供には将来の労働力として期待する。即ち労働力人口に将来加わるということだけでも存在価値—資本蓄積の条件としての相対的過剰人口形成上—がないとはいえない。そしてこれらの生活扶助はその劣等処遇としての額の低さ、身体的な発達さえも低く押えてしまう程の生活用品の欠乏を生み出したとしても、社会不安の増大を阻止、隠蔽するという総資本の側の社会政策への期待に対して効果を発揮しているといえるのである。又、一方この公的扶助を受ける労働者家族にあっては、日々の生命の維持にとって個人的消費としての生活手段を購入する上で余裕があるといえるであろうか。そして、その子が労働力市場に登場する時、相対的に高い労働力の価格を獲得する為の就学の機会保障はその必要度の高さにもかかわらず、必要性を充足するに足る教育関係費支出を条件づけていない。

以上、資本主義社会に於ける労働者の学歴と賃金、労働条件、消費水準と教育費及び教育扶助、教育補助について検討してきたが、窮乏化法則の下に貧困の環が存在していることが明らかであり、各々の家族のその生命の維持と発展に向けての個々の努力もその閉ざされた循環の中で困難である。公的扶助としての援助も実効に乏しく、より充実した生活保障としての社会保障の展開が求められよう。そして社会保障及び生活水準と家族生活の構造・機能連関の分析が一層求められるが今後の課題としたい。

＜引用文献＞

- 1) K. Marx:「資本論」長部文雄訳、青木書店、昭和38年、I巻P.978
- 2) J. Kuczynski:「絶対的窮乏化理論」新川士郎訳、有斐閣、昭和34年、P.24
- 3) K. Marx:同上書、P.98
- 4) 大阪商工会議所:「大阪の賃金」大月書店、昭和46年、P.19
- 5) 労働省:「労働白書」大蔵省印刷局、昭和52年
- 6) 文部省:「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本施策について」大蔵省印刷局、昭和46年
- 7) 笹山京:「低所得層と被保護層」ミネルバ書房、昭和46年、P.61
- 8) 大阪市民生保護課:「大阪市内における被保護者の生活実態」昭和46年、P.33

＜第2図＞



大阪市民生局「大阪市内における被保護者の生活実態」（1967年）より作成